

西宮市外郭団体の概要

1. 基本情報

団体名	公益財団法人 西宮市文化振興財団			設立年月日	昭和63年4月1日
所在地	西宮市六湛寺町10番11号 西宮市民会館内			所管局等	産業文化局
代表者名	理事長 太田 聖子(元政策局長)			設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
基本財産	500,000千円	市出捐金	500,000千円	市出捐率	100.0%
設立目的	すぐれた芸術、文化を地域住民の鑑賞に供するとともに、芸術、文化活動の振興を図り、もって地域の芸術、文化の向上に寄与すること				

2. 役職員の数(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

常勤役員			正規職員				嘱託職員			臨時職員	合計
市OB	市職員	その他	固有職員	市OB	市専任派遣	市兼務派遣	固有職員	市OB	市派遣		
1	0	0	6	0	4	3	5	0	0	2	21

注1) 役員は、理事、監事、取締役、監査役とし、非常勤を含まない。

注2) 正規と嘱託の区分は各団体の位置付けによる。また、市OBで特に区分がない場合は、その待遇が市役所に勤務する市OB嘱託に準じているかどうかで判断している。

注3) 役員と職員を兼務している場合は、それぞれでカウントする。

3. 職員(市職員を除く)の平均給与月額等の状況(令和6年4月1日現在)

正規職員(市派遣職員を除く)		常勤役員(市派遣職員を除く)	
平均年齢	平均給与月額	平均在任期間	総報酬額(令和5年度)
43歳0ヵ月	353,962円	—	—
※市が25%以上出資(出捐)している団体のみ記載		※市が50%以上出資(出捐)している団体のみ記載	

注1) 上記については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)」に基づき、土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を、また2分の1以上の出捐を行っている公益法人に対しては、役員の内任年齢等の情報を、それぞれ公開するよう要請されたことを踏まえ、それに準ずるものである。

注2) 正規職員、常勤役員が1名のみの場合は、「—」と表示する。

4. 財務状況

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸借対照表	資産合計	647,921	653,652	641,887
	負債合計	56,739	62,826	51,835
	正味財産	591,183	590,826	590,052
正味財産増減計算書	経常収益	258,525	272,121	241,196
	当期正味財産増減額	-320	-357	-774
	当期末正味財産残高	591,183	590,826	590,052

注1) 千円未満は、四捨五入しているため、合計額が合わないことがある。

注2) 正味財産増減計算書の経常収益とは、株式会社の損益計算書における売上高に相当するものである。

5. 西宮市の財政的関与等

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金		52,901	50,595	51,191
受託料		81,679	84,466	46,386
指定管理料		113,626	123,954	128,413
短期借入金		0	0	0
長期借入金		0	0	0
損失補償に係る債務残高		0	0	0

備考

※千円未満は、四捨五入している。
※短期借入金、長期借入金、損失補償に係る債務残高については、3月31日現在の金額である。

西宮市外郭団体の概要

6. 団体の主な事業(令和5年度)

事業名		事業の種別	事業内容
①	地域住民の芸術・文化に関する事業	自主事業	地域住民の芸術・文化の鑑賞、振興、育成に関する事業及び芸術・文化に関する情報収集・提供事業
②	西宮市からの受託事業	受託事業	西宮市が実施する文化事業
③	文化施設の管理運営	指定管理	西宮市民会館指定管理者としての管理運営

※「事業の種別」欄中、「受託事業」は西宮市からの受託事業、「指定管理」は西宮市の指定管理者事業、「自主事業」はそれ以外の事業を表します。

7. 事業の実績を示す指標

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	実施した自主事業数	24	36	36
	式・説明			
②	文化団体実施事業の後援・共催	131	共催1件 後援107件	共催1件 後援134件
	式・説明			
③	受託文化事業参加者数	4,159	66,617	70,915
	式・説明			

8. 団体において課題と考える事項

①	指定管理施設の効果的な運営。
②	市の文化振興ビジョンなどに基づく芸術文化事業の推進。

9. 課題を踏まえた団体の今後の運営方針

<p>財団は設立以来、西宮市や市内芸術団体とともに舞台芸術をはじめ美術や文学に関する事業を実施し、市の文化施策の一翼を担ってきた。今後も公的な専門組織としての責任を自覚し、人々と文化芸術をつなぐ様々な方法を考えて実行し、人々の日常に文化芸術を織り込む機会・人・場を充実させるとともに、指定管理者として西宮市民会館を管理運営し、市民の文化活動の支援や多様な文化の創造に寄与することに努める。</p>
--